平成21年12月16日

各 位

全国海運組合連合会

「条件変更対応保証制度の運用開始について」お知らせ

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」

が施行されましたのでお知らせいたします。

詳しくは中小企業庁のホームページに掲載されておりますので、ご覧下さい。

http://www.chusho.meti.go.jp/

尚、本件は中小企業庁ご了解の上、掲載させていただきました。

以 上





母川淮郷の農さんが

-2009年12月15日 条件変更対応保証制度

▶これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担 軽減支援を受けられるようになります。

<制度概要>

(1)保証割合 40%

(2)保証期間 延長含め、最長3年

(3)保証料 2. 20%

(4)保証限度額 2億8000万円

(8000万円超の無担保保証も相談可)

(5)ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・ 返済計画を立てていただくことになります。

本制度は、原則として(注1)、公的金融(日本公庫、商工中金、信用保証協会)を現在利用されてい ない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用で きないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

(注1)公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認め られる場合を含むことを指します。

(注2)本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要があるのでご注意ください。

■お問い合わせ先

中小企業庁 金融課 压 03-3501-6280(直)

北海道経済産業局 産業部中小企業課

压 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

压 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

匝 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

压 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

匝 098-866-1755(直)

最寄の信用保証協会 (参考: http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html)

■最新の情報は

中小企業庁ホームページ http://chusho.meti.go.jp/

からもご覧になれます! モバイル中小企業庁

http://chusho.mjmk.jp QRコードからもアクセスできます!→

東北経済産業局 産業部中小企業課 压 022-221-4922 (直)

中部経済産業局 産業部中小企業課 压 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

匝 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課 Tel 092-482-5448(直)

